

住まい・暮らしに関すること

住まい35

- (1) 都営住宅の募集
- (2) 都営住宅の使用料減額
- (3) 区営・区立住宅の募集
- (4) 区営・区立住宅の使用料特別減額
- (5) 母子生活支援施設
- (6) 保証会社紹介制度
- (7) お部屋探しサポート
- (8) ひとり親世帯家賃低廉化補助事業
- (9) 多世代近居・同居推進助成事業

暮らし37

- (1) ホームヘルパー訪問
- (2) ひとり親家庭親子でスマイル体験応援事業（遊園地等の割引）
- (3) ぷらっとホーム世田谷
- (4) 世田谷区地域子育て支援コーディネーター
- (5) ネウボラ面接（妊娠期面接・妊娠8か月時面談・産後面接）



住まい

(1) 都営住宅の募集

年2回(8月、2月)住宅に困っているひとり親世帯などで入居希望の方を募集し、住宅困窮度をポイント化して順位を決め、上位の方から募集戸数までの方へ住宅をあっせんします。他に抽選方式(5月、11月)の募集のとき、当選率が一般応募よりも7倍高くなる制度もあります。また、毎月中旬～下旬にホームページから申込書をダウンロードして申込む毎月募集があります。

【問合せ先】 JKK東京(東京都住宅供給公社)都営住宅募集センター▶ P42

詳しくはこちら▶



(2) 都営住宅の使用料減額

都営住宅に入居し、未成年の子どもを扶養している低所得のひとり親世帯が対象です。子どもが1人の世帯は就学前の幼児、2人以上の世帯は2人以上が高校生(同等の学校を含む)以下の場合、使用料が減額になります。この他、母子世帯を対象とした特別減額があります。

【問合せ先】 JKK東京(東京都住宅供給公社)都営住宅お客さまセンター▶ P42

(3) 区営・区立住宅の募集

住宅に困っているひとり親世帯を対象とした、区営・区立住宅の募集があります。募集は年2回、空き室がある場合に行います。

(4) 区営・区立住宅の使用料特別減額

区営・区立住宅に入居するひとり親世帯で一定要件を備えた方を対象に、一定の基準により使用料が減額になります。

【問合せ先】 (3)(4)世田谷区営住宅等窓口センター▶ P42

(5) 母子生活支援施設

18歳未満の子どもがいる母子世帯が、子どもの養育に困難や問題を抱える場合に一定期間入所できる施設で、母子支援員の援助や助言を受けることができます。なお、入所に際し審査があり、所得に応じた費用負担があります(住民税非課税世帯と生活保護受給世帯は無料)。

【問合せ先】各総合支所子ども家庭支援課 家庭支援 ▶ P40-41

(6) 保証会社紹介制度

区内在住2年以上で18歳未満の子どものいるひとり親世帯が対象です。区と協定を締結した保証会社を利用することにより、民間賃貸住宅への入居を支援します。初回利用に限り、保証料の一部を助成します(生活保護受給世帯は除く)。

(7) お部屋探しサポート

区内在住18歳未満の子どものいるひとり親世帯が対象です。区と協定を結んだ不動産店団体の協力で民間賃貸住宅の空き室情報を提供します(予約優先)。

【問合せ先】(6)(7)住まいサポートセンター(一財)世田谷トラストまちづくり内 ▶ P42

(8) ひとり親世帯家賃低廉化補助事業

18歳未満の子どものいるひとり親世帯の方が、区内の対象住宅に転居される場合に、区が賃貸人(家主など)に家賃の一部を補助することで、入居者の家賃負担額を減額します。

(対象住宅についてはお問い合わせください。入居には、所得制限などの条件があります。)

【問合せ先】世田谷区補助金受付窓口 ▶ P42

(9) 多世代近居・同居推進助成事業

18歳未満の子どものいる子育て世帯と親世帯が区内で新たに近居・同居する場合、転入・転居した世帯に対しその初期費用の一部を助成します。

※転入・転居先の賃貸借又は売買等の契約前に申請が必要です。

【問合せ先】居住支援課 居住支援担当 ▶ P41

暮らし

(1) ホームヘルパー訪問

ひとり親家庭になられた直後などの大変な時期に就業や生活を支援するために、以下の場合にホームヘルパーが訪問します。所得に応じて利用制限・自己負担があります。

利用できる方 (対象) …… 以下の理由により、日常生活に著しく支障をきたしている小学3年生以下の子どもがいるひとり親家庭

1. ひとり親となって2年以内で、生活環境の著しい変化のため、日常生活を営むのに支障があるとき
2. ひとり親となった時期を問わず、就業などにより子どもの養育に著しく支障があるとき
3. ひとり親となった時期を問わず、保護者または子どもが一時的傷病であるとき

利用条件 …………… 1. 世帯の所得(課税対象額)が基準限度額以下であること
2. 祖父母等が同一世帯や隣に住み、子どもの面倒を見られる状態でないこと(子どもの面倒が見られる家庭は利用できません)。

利用時間 …………… 午前7時～午後9時の範囲内で2時間以上8時間以内の必要最小時間(日曜、祝・休日は10時間まで訪問可)

訪問理由(訪問期間) …… 1. ひとり親となった直後2年以内：6か月以内(月12日以内)
2. 就業など：1年以内* (月12日以内)
3. 保護者または子どもの一時的傷病：治療期間(月6日以内)
*ご家庭の状況により更新できる場合があります。
ただし、1と2の事由による訪問期間を合算し、最長2年間です。

【問合せ先】各総合支所子ども家庭支援課 子ども相談 ▶ P40-41

(2) ひとり親家庭親子でスマイル体験応援事業(遊園地等の割引)

ひとり親家庭を対象に、保護者と20歳未満の子どもに、日帰りレクリエーション施設の割引利用券を交付しています。近郊の遊園地など6か所です。1人年度内1回までで、所得制限があります。

詳しくはこちら▶



【問合せ先】各総合支所子ども家庭支援課 家庭支援 ▶ P40-41

(3) ぷらっとホーム世田谷

▶ P42のA

「生活に困っている」「就職したい」など、生活上の様々な困難に直面している方が、ご相談いただける相談窓口です。予約制となりますので、まずお電話でご相談ください。

受付時間……………月曜日～金曜日 午前9時～午後5時（祝・休日、年末年始は除く）

(4) 世田谷区地域子育て支援コーディネーター

あなたの「困った」を一緒に考え、あなたを適切な支援へつなぐお手伝いや、必要な情報をお伝えします。子育て関係窓口への同行や、訪問・出張型の支援も実施します（相談無料）。

受付時間……………月曜日～金曜日 午前10時～午後3時（祝・休日、年末年始は除く）

【問合せ先】 右記の二次元コードを参照▶



(5) ネウボラ面接(妊娠期面接・妊娠8か月時面談・産後面接)

ネウボラ・チームが新しい家族を迎える準備について、一緒に考え、子育て応援メニューなどを紹介します。初回相談時にせたがや子育て利用券（額面1万円）をお渡しします。また、妊娠期面接後に妊婦のための支援給付（妊娠時分）の申請ができます。

受付時間……………月曜日～金曜日 午前9時～午後4時30分（祝・休日、年末年始は除く）
各総合支所年数回 土曜面接あり

【問合せ先】 各総合支所健康づくり課▶ P40-41

